

書評

粟屋憲太郎『東京裁判への道』

豊田 雅幸

I

極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判が開廷してから六〇年が経過した。この東京裁判は、それまで国民が知らされていなかった日本の侵略戦争の実態、個々の戦争犯罪を白日のもとに晒し、その責任を国家指導者個人に問うものであった。それゆえ、戦後日本の原点ともいえるこの裁判に関しては、様々なたちでの論議がなされてきた。しかし、ごく大雑把に言えば、侵略戦争および戦争犯罪を、初めて裁判という形で裁いた意義を強調する「文明の裁き」論や、戦勝国の敗戦国に対する報復性を強調する「勝者の裁き」論など、その評価にかかわる議論が先行してきたといえる。

その一方で、裁判にかかわる事実関係を実証的に明らかにしようとする、学術的なアプローチも試みられてきた。近年、それらの研究成果が多数発表されているが、その中で、歴史学における最新の研究成果ともいえるのが、本書、

史苑（第六八巻一号）

『東京裁判への道』である。

筆者は、一九八〇年代の半ばから、膨大な裁判関係資料、特に国際検察局（以下、検察局）文書より、被告・容疑者および関係者の尋問調書、日本側からの押収資料を含む証拠書類、検察局の政策決定文書などを掘り起こし、分析を行ってきた。いわば、この研究分野における先駆者でもある。そうした研究成果は、本書の序章にも述べられているように、一九八四年一〇月から八五年四月にかけて、『朝日ジャーナル』で連載された「東京裁判への道」や、『東京裁判論』（大月書店、一九八九年）、『未決の戦争責任』（柏書房、一九九四年）といった著書、その他の論考において発表されている。本書は、筆者のこれまでの既発表の研究成果が凝縮されるとともに、新資料や、最新の研究成果をも活用してまとめられた、「東京裁判開廷史」として位置づけられるものである。

II

本書は、「選書」としては珍しい二冊本となっている。各巻の構成は、次の通りである。

上巻 序 章 東京裁判資料を追って
第一章 日本敗戦と戦争犯罪問題

第二章 国際検察局の成立

第三章 近衛文麿の自殺とその波紋

第四章 木戸幸一の大弁明

第五章 昭和天皇の戦争責任問題

第六章 陸軍の「怪物」による内部告発

下巻 序 章 日本側の自主裁判構想

第七章 起訴状の提出

第八章 A級戦犯容疑者の釈放

第九章 細菌戦、毒ガス戦の免責

第一〇章 訴追と免責の岐路

むすび そして開廷へ

これからもわかるように、本書は、時系列的な構成による通史というよりは、裁判に関する、非常に興味深いトピックごとの章立てになっている。

まず、第一章と第二章においては、敗戦以前の裁判をめぐる連合国間のやりとりから、被告選定へ向けた検察局の体制確立までが概観されている。

第一次世界大戦後、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世を戦争犯罪人として裁こうとする動きはあったものの、結局は実現しなかったため、ドイツと日本の戦争指導者を裁く今回の裁判が、人類史上初の試みであった。したがって、誰が、どのような方式で、いかなる法的根拠によって裁くのかと

いった、裁判の枠組みをめぐる連合国間の「対立と協調」の様が焦点とされている。

周知のように、東京裁判の場合、先行するニュルンベルグ裁判の原則が基本的に踏襲され、国際裁判方式によって、「通例の戦争犯罪」に加え「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が裁かれることになった。しかし、ニュルンベルグ裁判の場合、米・英・仏・ソの四大国によって運営されたが、東京裁判は、アメリカの主導性が際立っていた。

こうしたアメリカの先行に対し、何故、連合国各国は最終的に協調を示したのかという疑問が当然生じるが、この点については、オーストラリアやソ連による抵抗があったことを紹介しつつ、「裁判の早期開始の必要性」と、ニュルンベルグとは違い、「大国」以外の国々の参加が可能となった点が、その理由として指摘されている。

本書の核心ともいえるのが、いかにして、被告二八名が選定されたのか、という点である。各国によって持ち寄られた戦犯リストから、それぞれの国がどのような人物を重視していたのが窺われる（第二章）が、検察局の捜査段階における、近衛の周辺勢力（第三章）、木戸幸一（第四章）、田中隆吉（第五章）に対する尋問内容が刻銘に紹介されており、非常に興味深い。

すなわち、これらの尋問からは、当事者たる日本人自身

が、戦争自体をどのように捉え、その責任の所在がどこにあったのかを語っているのである。もちろんそこには、天皇への戦犯追及を回避するという大前提が存在しており、その上での自己保身や、他者への責任転嫁など、虚実入り乱れたものとなっている。

筆者は、日本の戦争指導者の役割について積極的な陳述をした、木戸と田中が果たした役割を特に重視している。内大臣という職責にあり、天皇に最も近い側近として政治的影響力をふるった木戸の場合、天皇の無罪を立証するためには自らの無罪を立証する必要があるとの考えから、一九三〇年から四五年までの自身の日記を提出し、三〇回にもおよぶ尋問を受けていた。その間、木戸は、「戦犯者としての責任は政府と統帥部にある」との方針を堅持するが、最終的には、天皇自らも対米開戦に同意したことを認めざるを得ない状況へと追い込まれていく様子が描かれている。

また、中国への侵略に深く関与し、陸軍省兵務局長にまで昇進した田中隆吉は、検察局への全面的な協力を行い、自己の関与は巧みに隠しながらも、張作霖爆殺事件・満州事変・華北分離工作・南京事件、さらには阿片・麻薬政策といった、中国問題における多くの重要事項に関する証言を行なっていたことが述べられている。

こうした尋問を通じて得られた情報が、被告の絞込みに大きな影響を与えることになるが、その具体的な経過は、第七章において扱われる。被告選定の実質的な議論は、検察局内の執行委員会において行われたが、その執行委員会の議事録をもとに、それぞれの被告が、いつ、どのような議論のもとに選定されていたのかを詳細に跡づけられている。その一方で、度々その名が挙がりながらも、最終的に被告から除外された石原莞爾や真崎甚三郎といった軍人をはじめ、財界人、国家主義者などについては、第一〇章で言及されており、「訴追と免責の岐路」が具体的に理解される。

しかし、第七章のタイトルは「起訴状の提出」となっているが、その起訴状の作成過程については、あっさりとした記述にとどまっている。ニュルンベルグ裁判との比較で考えると、東京裁判の場合、「通例の戦争犯罪」と「人道に対する罪」が一つの犯罪類型として括られ、新たに「殺人」という犯罪類型が加えられたという大きな相違点がある。どのような罪で裁くのかという問題は、誰を被告にするのかという問題とともに、裁判における検察側の射程を示す重要な問題であり、もう少し踏み込んだ言及があってもいいのではないか、との印象は残る。

本書が提示するもう一つの重要な点は、「免責」の問題

である。もちろん、その最大のテーマは、昭和天皇の不訴追の問題である。今日では、占領政策上の理由などによるアメリカの意向によって天皇が免責されたことは、一般的にもある程度知られている事実であるが、本書では、検察局内の動向を中心に、天皇の免責経過が描かれている（第五章）。その中で、主席検察官であるキーンマン自身も天皇廃止論者であり、他のアメリカ検察陣のメンバーも当初は天皇訴追の意向であったこと、天皇を証人とするか、天皇から証言を得るべきだとの意見も検察局内には存在していたことなどが示されている。また、各国の天皇問題への対応についても言及されているが、ソ連がアメリカへの妥協を示した真意は未だ充分に解明されておらず、今後の検討課題であるとされている。

また、天皇問題以外の重要な免責事項として、日本軍の細菌戦・毒ガス戦の問題が指摘されている（第九章）。本書が明らかにしているように、当初、検察局内にはこの問題を究明する動きが存在していた。特に毒ガス戦については、立証可能な証拠も入手していた。にもかかわらず、最終的には、アメリカの政治的・軍事的な意図により、法廷においてこの問題が扱われることはなかった。そのため、この重大な日本の戦争犯罪を長い間闇に埋もれさせる結果となってしまった。近年になり、細菌戦・毒ガス戦に関す

る研究もかなり進展し、その実態についてもようやく概略を知り得るようになったのである。

現在、日本政府は、みどり剤・あか剤といった「非致死性」の毒ガスの使用は認めているものの、きい剤などの「致死性」ガスの使用は、資料が断片的であるとしてその使用を認めていない。また、中国においては、日本軍が遺棄してきた毒ガス兵器による被害が、二一世紀に入った今もなお出続けている。東京裁判においてこの問題が抜け落ちてしまったことの意味は非常に重大であるとともに、筆者が、八〇年代半ばに毒ガス戦に関する重要資料を発見し、この問題の研究に先鞭を付けた意義は、大いに評価されよう。

なお、本書には、一般的にはあまり知られていないような問題も取り上げられている。一つは、日本側の「自主裁判構想」である（下巻序章）。これは、連合国の戦犯裁判に先駆け、日本側において、軍人の不法行為等を事前に裁こうとする試みであった。その真意は、「一事不再理の原則を楯に連合国の裁判に先手を打つもの」であったが、逆に日本側で有罪となっている事実が、重刑を受けることになつてしまい、裏目に出ってしまったことが述べられている。

もう一つは、ニュルンベルグ裁判との比較の視点から言及されている、A級戦犯容疑者の釈放問題である（第八章）。ドイツの場合、ニュルンベルグ裁判が終了した後、同様の

原則のもとに一二の継続裁判が行われ、国家指導者レヴェルの責任追究が続けられた。一方、日本の場合、当初は「第二、第三のA級裁判が予定されていた」にもかかわらず、予想以上の裁判の長期化などから、ついに実現することはなかった。本書では、これら第二、第三のA級裁判の挫折と、その後浮上したB級ないしC級裁判での訴追構想とその顛末、そして、それに伴うA級戦犯容疑者の釈放経緯が紹介されている。先の「自主裁判構想」の挫折とともに、日本における戦犯裁判が、ドイツの場合と比較しても、かなり不徹底なものに終わってしまったことが浮き彫りにされている。

III

以上のように、本書は、「訴追」と「免責」をキー概念に、東京裁判が持つ多様な論点に目配りをしつつ、膨大な一次資料に依拠して裁判の舞台裏をも詳細に描き出している。その結果、これまでの「通説」の誤りに修正を迫る新たな知見を多く含むものとなっている。もちろん、そうした指摘からいくらかの時間を経たものもあり、逆に現在では新たな定説となっているようなものもある。しかし、長年に亘るそれらの膨大な成果が、平易な語り口で、なおかつ、

「選書」という比較的一般の読者も手に取りやすい媒体でまとめられたことの意義は大きいといえる。

なぜならば、日本が発動した戦争にまつわる問題は、現在も絶えることがない。中でも、良くも悪くも戦後の日本に戦争責任問題の枠組みを提示したこの東京裁判に対しては、戦争を美化し、正当化する論者からは、「東京裁判史観」批判として、絶えず意図的な批判が繰り返されている。

本書は、裁判の抱える問題や限界性に鋭い批判を向けつつも、日本の侵略戦争に対する批判的見地から、裁判の持つ歴史の意味をさぐっているが、基本的に裁判が開廷するまでを射程にしている。そのため、開廷以後の諸問題を含めた裁判全体に対する分析は、巻末にも記されているように、別の本が予定されているとのことである。東京裁判の新たな歴史的评价にかかわる、さらなる研究成果の発表が待ち遠しいところである。

(本学文学部助教)